

令和5年長審第4号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月16日13時03分

長崎県瀬詰埼西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	5.8トン	4.16トン
登 録 長	11.98メートル	9.73メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	355キロワット	169キロワット

3 事実の経過

Aは、平成2年12月に進水し、船体中央やや船尾寄りに操舵室を設け、同室前面に窓枠によって2分割されたいずれも旋回窓を装備する窓ガラス、操舵室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その前方に左舷側から魚群探知機、GPSプロッター、自動操舵装置及びレーダー、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席をそれぞれ備えたたちうお引き縄漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和4年10月16日04時30分長崎県たちばな漁港網場地区を発し、瀬詰埼西方沖合約2海里の漁場に向かった。

a受審人は、06時00分頃前示漁場に至り、操業と移動を繰り返し、ヘッドアップ表示で1海里レンジ設定としたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、13時00分半少し過ぎ瀬詰埼灯台から279度（真方位、以下同じ。）3.70海里の地点で、船首方を一べつして針路を294度に定め、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、GPSプロッター画面に表示された航跡をたどりながら投縄作業開始地点に向かって、手動操舵によって進行した。

定針したときa受審人は、左舷船首1度1,470メートルのところに、Bを視認することができ、その後同船がほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針するとき船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行

の支障となる船舶はいないものと思ひ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かず、Bの左舷側を通過することができるように針路を右に転じることなく続航した。

こうして、a受審人は、GPSプロッター画面に表示された航跡をたどりながら進行中、13時03分瀬詰埼灯台から281.5度4.40海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷船首部がBの左舷船首部に前方から2度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、昭和53年11月に進水し、船体中央やや船尾寄りに操舵室を設け、同室前面に窓枠によって2分割されたいずれも旋回窓を装備する窓ガラス、操舵室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その前方に左舷側から1号魚群探知機、魚群探知機能付きのGPSプロッター、レーダー及び2号魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席を、後部甲板左舷船尾部に操業用座席、機関遠隔操縦装置及び遠隔操舵装置を組み込んだダイヤル式のコントローラーをそれぞれ備えたたちうお引き縄漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日05時00分たちばな漁港戸石地区を発し、瀬詰埼西方沖合約2海里の漁場に向かった。

ところで、b受審人の行う引き縄漁は、たちうおを対象とし、機関を極微速力前進にかけて2ノットの速力で航行しながら、太さ約0.9ミリメートル長さ250メートルの合成繊維製幹縄に、4メートル間隔で先端に針を結び付けた太さ約0.5ミリメートルの枝縄55本及び浮子4個をそれぞれ取り付けた漁具を船尾から水深50メートルないし60メートルの海中に投げ、同漁具に連結した長さ

200メートルのワイヤロープを延出し、同速力のまま30分間引いた後、漁具を引き揚げ、漁獲したら再度海中に投入し、移動と操業を繰り返すもので、操業中でも針路及び速力の変更が可能であった。

b受審人は、1海里レンジ設定としたGPSプロッターを作動させ、06時10分頃前示漁場に至って操業を始め、移動と操業を繰り返し、12時51分僅か前瀬詰埼灯台から282度4.76海里の地点で、操舵室で船首方を一べつし、針路を瀬詰埼に向く112度に定めて自動操舵とし、機関を極微速力前進にかけ、2.0ノットの速力で進行し、後部甲板に移動したのち、操業用座席に腰掛けた姿勢で船尾方を向いて投縄作業を開始した。

b受審人は、13時00分半少し過ぎ瀬詰埼灯台から281.5度4.47海里の地点に達したとき、右舷船首1度1,470メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船がほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針するとき船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Aの左舷側を通過することができるように針路を右に転じることなく続航した。

こうして、b受審人は、投縄作業を続けながら進行中、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に破口を伴う擦過傷等を生じたが、後に修理され、Bは、左舷船首部外板に破口を伴う擦過傷等を生じ、浸水して沈没し、後に廃船処理された。

(航法の適用)

本件は、瀬詰埼西方沖合において、AとBとが衝突したものであるが、

衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

予防法は、操縦性能の優れている船舶が操縦性能の劣っている船舶の進路を避けることを基本原則として、同法第18条において、「各種船舶間の航法」を規定し、同規定は、操縦性能の優れている船舶が、操縦性能の劣っている船舶の船種、大きさ、航行状態等の情報を得て速やかに避航の措置を取り得ることが前提となっている。

本件当時、Aは、投縄作業開始地点に向けて西行中で、Bは、引き縄の投縄作業をしながら東行中であり、同船が、予防法第3条第4項に定義する船舶の操縦性能を制限する網、縄その他の漁具を用いて漁ろうをしている船舶に該当するかどうかによって、適用する航法規定が異なるので、以下に検討する。

事実の経過で示したように、Bは、引き縄の投縄作業を行っていたものであるが、操業中でも針路及び速力の変更が可能で、同船の引き縄が操縦性能を制限する漁具に該当しないことから、漁ろうに従事している船舶と認められず、本件に、予防法第18条各種船舶間の航法の適用はない。

そして、本件当時、両船は互いの視野の内であり、ほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近したものであることから、予防法第14条の行会い船の航法によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、瀬詰埼西方沖合において、A及びB両船がほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近する際、西行中のAが、見張り不十分で、針路を右に転じなかったことと、東行中のBが、見張

り不十分で、針路を右に転じなかったこととによって発生したものである。

a 受審人は、瀬詰埼西方沖合において、投縄作業開始地点に向けて西行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針するとき船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、ほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、同船の左舷側を通過することができるように針路を右に転じることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、Bを沈没させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、瀬詰埼西方沖合において、引き縄の投縄作業をしながら東行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針するとき船首方を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、ほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、同船の左舷側を通過することができるように針路を右に転じることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、Bを沈没させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月21日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁